

2026年(令和8年)10月(随時)入居者募集のしおり

藤沢市 市営住宅



申込書配布期間:2026年(令和8年)9月11日(金)～

2026年(令和8年)10月9日(金)
(土・日・祝日を除く)

申込受付期間:2026年(令和8年)10月1日(木)～10月9日(金)
(土・日を除く)

※募集するすべての住宅に申込みがあった場合は、その日で受付を終了します。

申込受付時間:午前9時30分～午後5時15分

受付会場 A会場 期間:10月1日(木)
藤沢市藤沢607番地の1 藤沢商工会館ミナパーク5階502会議室
B会場 期間:10月2日(金)～9日(金) (土・日を除く)
藤沢市湘南台4丁目5番地の10 大嶋ビル1階
(一社) かながわ土地建物保全協会 湘南サービスセンター

※必要書類が揃っていない場合や記載内容に不備がある場合は受付できませんので、この入居者募集のしおりをよくご確認ください。

※ ご来場の際には、できるだけ電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
A会場にお車でお越しの場合には、受付会場近隣の民間駐車場(有料)または藤沢市役所朝日町駐車場(市営住宅申込者は無料)をご利用ください。詳しい場所は、裏表紙の案内図をご覧ください。

<< 藤沢市役所では受付しませんのでご注意ください >>

申込者及び同居しようとする方が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員である場合、申込みできません。



一般社団法人かながわ土地建物保全協会
<https://www.thk.or.jp>

目次

申込みから入居まで	1	ページ
申込みについての注意事項	2	ページ
入居者資格（すべての方に共通するもの）	4	ページ
募集住宅一覧	5	ページ
世帯向住宅	6	ページ
入居・申込みについて	7	ページ
募集する住宅 — 世帯向	8	ページ
間取図 — 世帯向	9	ページ
原則階層と裁量階層	10	ページ
申込時に必要な書類	11	ページ
困窮区分別必要書類	13	ページ
申込時に提示する書類等	14	ページ
申込書類 確認チェック票	15	ページ
添付書類 チェックリスト	16	ページ
収入から所得を求める計算方法	17	ページ
給与所得者の場合	17	ページ
年金所得者の場合	19	ページ
その他の所得・日雇の場合	20	ページ
控除対象者について	21	ページ
月収額の計算方法	22	ページ
収入基準早見表（参考）	23	ページ
家賃の決定方法	24	ページ
家賃の計算方法	26	ページ
募集住宅家賃一覧	27	ページ
入居時の注意事項	28	ページ
入居後の注意事項	29	ページ
証明書の見本	30	ページ
藤沢市営住宅位置図	34	ページ

申込みから入居まで

申込受付

令和8年10月1日（木）～10月9日（金）
（土・日を除く）

受付会場： 受付会場は日程により異なります。

P2の申込みについての注意事項をご覧ください。

午前9時30分～午後5時15分

- 
- ・別紙申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えてお申込みください。
 - ・郵送による申込みはできません。また市役所、市民センターでは受付しません。
 - ・募集する住宅に追加がある場合は、受付会場に掲示します。
 - ・今回の随時募集は先着順での受付となりますが、申込受付初日である令和8年10月1日（木）の受付開始時刻午前9時30分に複数の申込者がいる場合は同着とみなし、抽選で受付の順番を決定しますので、早朝等、事前に並ぶことはご遠慮ください。受付開始後は先着順で受付をし、入居予定者を決定します。
 - ・同日に同一住宅へ複数の申込みがあった場合、次点申込者を1名まで入居予定者候補とします。申込受付期間中に1人目の入居予定者が失格または辞退となった場合は、入居予定者候補を入居予定者へ繰り上げとし、後日ご連絡します。
 - ・必要書類が揃っていない場合や記載内容に不備がある場合は受付できませんので、入居者募集のしおりをよく確認してください。
 - ・募集するすべての住宅に申込みがあった場合、その日で募集を終了します。

入居説明会

令和8年10月28日（水）

説明会場： 藤沢市役所 分庁舎 3階

3-1・3-2会議室

午前10時00分

※入居申込み日によって日時と会場が変わる場合があります。

- 
- ・入居が決まった方には入居説明会の日時を連絡しますので、必ず出席してください。
 - ・住宅の使用方法等を説明します。
 - ・入居に必要な書類をお渡ししますので、入居説明会開催日から10日以内に以下の手続きをしてください。
 - ・敷金（家賃の3か月分）の納付、領収書のコピーの提出
 - ・保証人の届け出（市営住宅入居者保証書、保証人の印鑑登録証明書、保証人の収入証明の提出）
 - ・入居請書、入居者名簿、藤沢市口座振替申込用紙の提出

※P28参照

入居

令和8年12月1日（火）以降

- 
- ・入居日まで申込み内容が、変わらず継続していることが必要です。
 - ・入居が決定次第、入居指定日をお知らせします。
 - ・入居指定日から5日以内に入居していただきます。

申込みについての注意事項

受付会場は10月1日(木)が『藤沢商工会館ミナパーク(502会議室)』です。

10月2日(金)以降は『かながわ土地建物保全協会 湘南サービスセンター』となります。(土・日を除く)

詳しい場所は裏表紙の案内図をご覧ください。

郵送による申込みはできません。

また、市役所・市民センターでは受付しません。

申込みについて

1. 申込みについて

今回の随時募集は先着順での受付となりますが、申込受付初日である令和8年10月1日(木)の受付開始時刻午前9時30分に複数の申込者がいる場合は同着とみなし、抽選で受付の順番を決定しますので、早朝等、事前に並ぶことはご遠慮ください。受付開始後は先着順で受付をし、入居予定者を決定します。

同日に同一住宅へ複数の申込みがあった場合、次点申込者を1名まで入居予定者候補とします。申込受付期間中に1人目の入居予定者が失格または辞退となった場合は、入居予定者候補を入居予定者へ繰り上げとし、後日ご連絡します。

必要書類が揃っていない場合や記載内容に不備がある場合は受付できませんので、入居者募集のしおりをよく確認してください。

募集するすべての住宅に申込みがあった場合、その日で募集を終了します。

2. 申込みは1世帯につき1戸に限ります。(藤沢市市営住宅条例施行規則第6条第3項)

申込書の家族欄に記入されていない方は入居できません。家族欄には、入居希望者全員を記入してください。(申込み後の出生は除く)

夫婦、婚約者、入居後同居予定親族者は別々に申込みをすることはできません。

夫婦のどちらか一方や、親と同居の兄弟のみの場合など、**社会通念上不自然な世帯構成と判断された場合は、申込みができません。**

やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

※ 婚姻予定または離婚の成立を前提として入居申込みされ、それが不成立になった場合は失格となり、入居できません。

※ 申込書の家族欄に記載されていない方は、入居できません。

3. 年齢や在市期間等を算出する場合は令和8年10月1日(木)が基準日になります。

4. 受付後、申込書の内容は変更できません。

※ただし、申込受付後の出生による世帯員増加の場合は変更していただきます。

5. 収入金額が不明確な場合や、不足書類がある場合は受付できません。
6. **申込書や他の提出書類に虚偽、違反が判明した場合は、当選しても失格となります。**
7. 記入にあたっては、黒の油性ボールペンを使用してください。**鉛筆、消せるボールペン（フリクションペン）等は使用しないでください。**
8. 申込みの際は、所在地の状況（立地、階、間取り、その他）を十分に検討していただき、**当選後に入居を辞退することがないようにしてください。**
9. 市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住居です。このため市営住宅は他の民間賃貸住宅とは異なり、入居に際しては公営住宅法、藤沢市市営住宅条例などにより収入基準や同居親族要件、住宅困窮区分などの規定が設けられています。
申込みにあたってはこの「募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申込みください。
10. 「一般社団法人かながわ土地建物保全協会」は、市営住宅の指定管理者に指定されており、入居申込業務から住宅の維持・管理、各種手続きのほか入居者からの要望を伺う等、市営住宅全般の管理を行っておりますので、お気軽にご相談ください。個人情報については、指定管理者として関係法令等に基づき、適切に取り扱います。
11. **P 4に記載された共通の入居資格並びに P 6に記載された住宅ごとの入居資格に該当しない方は、市営住宅に入居できません。**
12. 緊急通報サービスの利用を希望される方は、詳しくは次へお問い合わせください。
高齢者支援課 0466-50-3571

借上住宅について

次の住宅は借上型の住宅です。借上期間が終了し、建て主へ市営住宅を返還する場合は、お住まいの住宅を市営住宅として使用することができなくなります。
事前にご了承の上お申込みください。

【申込区分】	【住宅名】	【借上満了日】
3	サンハイツ藤が谷	2028 年(令和 10 年) 3 月 31 日まで

下記に該当する方は、別途ご相談ください。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 1 条第 2 項に規定する被害者（以下「DV 被害者」という。）に該当する方。

入居者資格 (すべての方に共通するもの)

**次の条件は、入居日まで継続している必要があります。
これらに加え、各住宅の特定の条件を満たす必要があります。**

1. 申込者が成人であること。
2. 申込者が藤沢市内に継続して1年以上居住(令和7年10月1日以前から住民登録)していること。
もしくは、藤沢市内の現勤務地に1年以上勤務し、さらに通勤時間が往復4時間以上かかること。
3. **次の①～⑨のいずれかの困窮区分に該当する方。**
 - ①過密住宅……………1人当たりの居住面積が3畳未満である。
 - ②非住宅建物……………住宅用でない建物に居住している。
 - ③設備不良住宅………専用のトイレ・台所・浴室がない住宅である。
 - ④立退要求……………判決・調停条項による立退要求をされている(ただし自己責任を除く)。
立退を求められ、極度の紛争中である(家賃供託紛争中のもの)。
立退を要求されている(賃貸借期限等によるもの)。
 - ⑤別居……………妻または夫及び子と別居中である(部屋が狭い等の理由により別居状態にある)。
扶養すべき親族と別居中である(部屋が狭い等の理由により別居状態にある)。
 - ⑥間借り……………他の世帯(親族以外)の部屋を借りていて、著しく生活の不便を受けている。
他の世帯(親族)の部屋を借りていて、著しく生活の不便を受けている。
 - ⑦高額家賃……………家賃負担率(家賃月額÷月収額)が20%以上である
(家賃負担率における月収額は、年間総収入金額÷12の金額となります。)
年間総収入金額についてはP17～P20を参照してください。
生活保護世帯の場合は、家賃に自己負担がある。
 - ⑧通勤……………通勤時間が往復4時間以上かかる(現勤務地が藤沢市内で1年以上勤務していること)。
 - ⑨婚約……………婚約成立しているが住宅がない場合(市営住宅入居前に婚姻届出が完了すること)。
4. 申込世帯の月収額が基準に合うこと(月収額の計算はP17～P23参照)。
※ 原則階層、裁量階層についてはP10の原則階層と裁量階層を参照してください。
5. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
6. **市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、過去の市営住宅の家賃等を滞納していないこと。**
※ 本来納付すべき期限を経過していて、支払先と納付方法等の計画について合意している場合も滞納に含みますので条件を満たしません。
※ 家賃滞納を理由に訴訟等で住宅を明け渡した場合も条件を満たしません。
7. **その他、他の入居者や近隣住民と円満な共同生活ができる方。**
8. **自己所有の土地や家屋等の不動産、または居住用の住宅等を取得可能な資産を所有している方は、「公営住宅法」第23条第2号に規定されている「住宅に困窮されているのが明らかな者」には、該当しませんので市営住宅に入居できません。同居をしようとしている方も同様です。**

募集住宅一覧

住宅名	住所	主な交通手段
滝ノ沢	遠藤 872-1	JR 辻堂駅北口より神奈中バス湘南ライフタウン行き 滝の沢不動前下車徒歩 1 分または湘南ライフタウン下車徒歩 1 分
永山®	4 号棟 石川 4-677-1	小田急線湘南台駅西口より神奈中バス駒寄經由辻堂駅北口行 き 駒寄下車徒歩 7 分 または JR 辻堂駅北口より神奈中バス駒寄經由湘南台駅西口 行き 駒寄下車徒歩 7 分
サンハイツ藤が谷	鵜沼藤が谷 4-15-10	江ノ電柳小路駅より徒歩 5 分

※住宅名の横に「®」の記載がある住宅については入居者専用の駐車場があります（永山住宅は 3・4 号棟のみ）。

※入居時の使用状況によっては満車のため、ご利用いただけない場合があります。

世帯向住宅

P 4. 入居者資格（すべての方に共通するもの）の条件に加えて、住宅ごとに次の条件を満たすことが必要です。

一般世帯向住宅

夫婦または親子等を主体とした家族であること(夫婦は婚約者及び事実婚にある方、藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方を含む)。

なお、夫婦のどちらか一方や、親と同居の兄弟のみ、もしくは祖父母と孫だけで申込むなど、社会通念上不自然な世帯構成と判断された場合は申込みできません。やむを得ない事情がある方はご相談ください。

- ※ 婚約者については、入居指定日までに婚姻を証する戸籍謄本等の提出が必要です。
- ※ 事実婚とは、住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」と記載されている方をいいます。
- ※ 婚姻予定または離婚の成立を前提として入居申込みされた場合には、入居までに婚姻または、離婚を証する戸籍謄本の提出が必要です。
- ※ 藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証（申込みの際、提示が必要）をお持ちの方は本市で宣誓し、現在同居していること。

高齢者世帯向住宅

申込者及び同居親族共に60歳以上（昭和41年10月1日以前生まれ）で、夫婦または親子を主体とした家族2人世帯であること(夫婦は婚約者及び事実婚にある方、藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方を含む)。また、**身の回りのことがすべて自身でできる等、心身共に健康であること。**

- ※ 婚約者については、入居指定日までに婚姻を証する戸籍謄本等の提出が必要です。
- ※ 事実婚とは、住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」と記載されている方をいいます。
- ※ 藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証（申込みの際、提示が必要）をお持ちの方は本市で宣誓し、現在同居していること。

高齢者世帯向住宅の台所(キッチン)の熱源は、安全上の理由から基本的に電気としています。

電気調理器はご自身で用意していただくことになります。

入居・申込みについて

- 部屋番号から棟・階層が分かります。たとえば、1-303とある場合は、「1号棟 3階 303号室」となります。
- エレベーター等の設備により、申込区分 3 は、**月額 7,000 円程度の共益費が別途かかります。**
※また、上記以外の住宅についても住宅の維持管理費用は発生します。詳しくは P29 を参照ください。

一覧表と略記の見方

EV	エレベーター
フロ	浴槽
都	都市ガス
プ	プロパンガス

《参考》

市営住宅は 1 階の部屋でも、階段を使用し入室する仕様となっています。

（高齢者向住宅及び一部住宅を除く）

入居するにあたり、空調設備や居室の照明設備など入居者負担で設置するものがあります。

募集する住宅 — 世帯向

空き家 一般世帯向住宅

申込 区分	住宅名 (竣工年度)	部屋 番号	間取	設備		
				E V	フロ	ガス
1	滝ノ沢 (S51 年度)	1-303 (3 階)	3 K 6-4.5-3		○	都

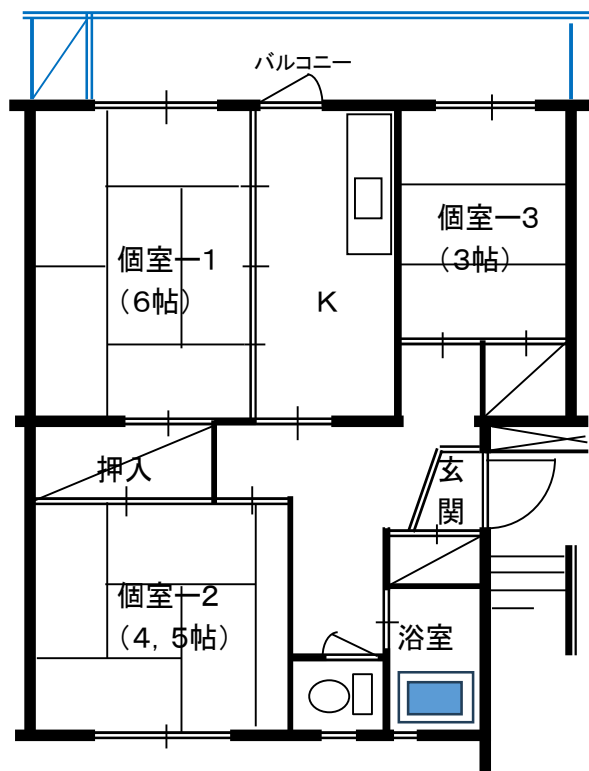
空き家 高齢者世帯向住宅

申込 区分	住宅名 (竣工年度)	部屋 番号	間取	設備		
				E V	フロ	ガス
2	永山 (H3 年度)	4-112 (1 階)	2 D K 6-6		○	都
3	サハハ藤が谷 (H9 年)	302 (3 階)	2 D K 6-4.5	○	○	都

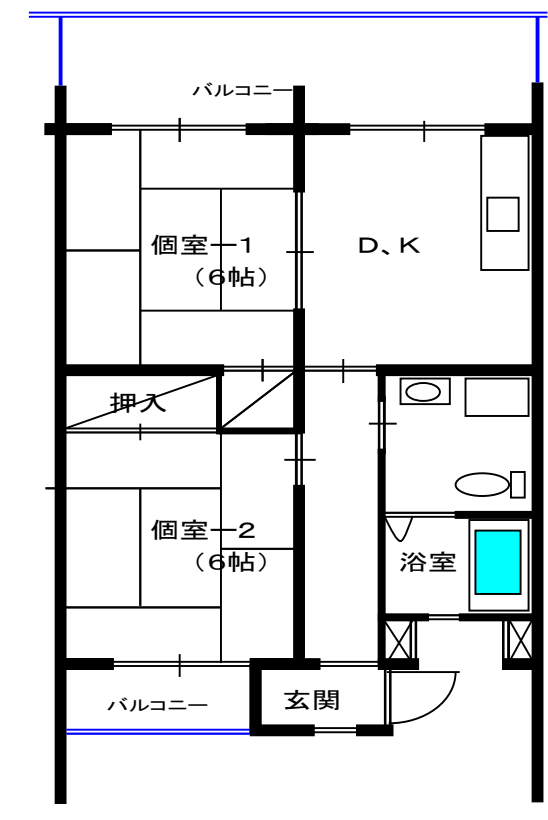
間取図 — 世帯向

間取図は、P8の申込区分と同じ番号をご参照ください。

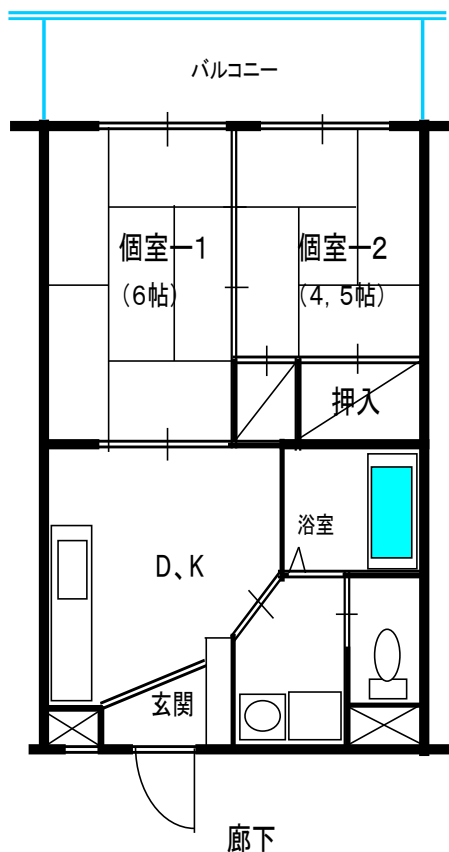
① 3 K



② 2 D K



③ 2 D K



住宅の場所により反転する場合があります。 Not to scale

原則階層と裁量階層

市営住宅は、世帯の月収額が次の基準に当てはまらないと入居できません。

※月収額の計算はP 17～P 23 参照してください。

対象世帯	月 収 額
原則階層	0円～158,000円
裁量階層	0円～214,000円

原則階層

裁量階層にあてはまらない世帯は原則階層となります。

裁量階層

次の1または2に当てはまれば、裁量階層の対象世帯となります。

1. 入居を申込む方が60歳以上であり、同居しようとする親族全員が「18歳未満あるいは60歳以上」である場合、または60歳以上の単身者世帯である場合
2. 入居を申込む方、または同居しようとする家族の方が、次のいずれかに当てはまる場合
 - (ア) 身体障がい者手帳の交付を受け、1級～4級と記載されている方
 - (イ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、1・2級と記載されている方、
並びに知的障がい者にあつては、同程度の認定を受けている方
 - (ウ) 戦傷病者の方
 - (エ) 原子爆弾被爆者の方
 - (オ) 海外からの引揚者で、引き揚げてから5年未満の方
 - (カ) ハンセン病療養所入所者等である方
 - (キ) 子育て世帯の方（小学校就学前の子どもがいる世帯）

申込時に必要な書類 — 提出された書類はお返しできません

住民票（3か月以内に発行されたもの）

本籍・続柄が記載された世帯全員の住民票

※外国籍の方は、国籍・続柄の他、住民基本台帳法第30条の45規定、在留資格・期間・満了の日が記載された住民票をご提出ください。

※マイナンバーの記載は不要です。

収入計算のもとになる証明書類

申込書に記載されている方全員分をご提出ください

収入算定の書類（その1）

種類	内容		証明が必要な期間	収入証明の種類
給与収入	令和7年1月1日以降、ずっと同じところでお勤めの方		令和7年1月1日～ 令和7年12月31日	「令和7年分源泉徴収票」 「給与支払証明書」 ＜上記いずれかのうち1点＞
	令和7年1月2日以降に就職・転職をした方	すでに給与支払いを受けている方	令和7年9月分～ （または給与支払月～） 令和8年8月分	「給与支払証明書」
		まだ給与支払いを受けていない方（就職して1か月未満）	1か月分の給与見込額	「採用証明書」
年金収入	令和7年以前から年金を受給している方		令和7年1月1日～ 令和7年12月31日	令和7年分の源泉徴収票(※)の写し 年金額改定通知書の写し（令和8年中に発行） 振込通知書の写し（令和8年中に発行） ＜上記いずれかのうち1点＞
	令和7年中に年金を受給し始めた方		「年金証書の写し」または 「年金振込通知書の写し（令和8年中に発行）」	
	遺族年金、障がい年金等を受給している方		「年金証書の写し」または 「支払通知書の写し」（令和8年中に発行）」	
事業所得等	令和7年1月1日以降、ずっと同じ事業を営んでる方		令和7年1月1日～ 令和7年12月31日	「令和7年分確定申告書(控)の写し」 ※確定申告書(控)は第一表・第二表（第三表） 及び収支内訳書が必要です
	令和7年1月2日以降に新しい事業を営み始めた方		令和7年9月分～ （または事業開始月～） 令和8年8月分	「令和7年分確定申告書(控)の写し」 ※確定申告書(控)は第一表・第二表（第三表） 及び収支内訳書が必要です または 「収支明細書等所得金額が算定できる書類」

収入算定の書類（その２）

種類	内容	収入証明の種類
生活保護	令和８年１０月１日現在、藤沢市の生活保護を受給している方	「生活保護受給者証明書」 (市営住宅申込用)
その他	労災年金、休業補償等を受給している方	「労災年金証書の写し」 「支払通知書の写し」 「休業補償等の内容がわかる書類」 ＜上記いずれかのうち１点＞
	失業中で雇用保険を受給している人	「雇用保険受給資格者証の写し」
	失業中だが雇用保険を受給していない人	「退職証明書」 または 「離職票の写し」
収入無し	令和７年１月１日以降、収入がない方 (高校生以上の扶養されている方が源泉徴収票等により被扶養者であることの確認ができない場合も含む)	申込受付時に申し出てください

入居しようとする方の中で、藤沢市の課税台帳に記載されていない方（市外居住者または、令和８年１月２日以後に市外から転入した方）は、前住所地の令和８年度（令和７年分）所得証明書を別途添付してください。

困窮区分別必要書類

困窮区分	必 要 書 類
1.過密住宅	・間取りが分かる書類（重要事項説明書または賃貸借契約書等） ※受付審査時に提示してください。コピーをとる必要はありません。 ※申込後、現地を確認する場合があります。
2.非住宅建物	・申込後、現地を確認します。
3.設備不良住宅	・間取りが分かる書類（重要事項説明書または賃貸借契約書等） ※受付審査時に提示してください。コピーをとる必要はありません。 ※申込後、現地を確認する場合があります。
4.立退要求	・立退を要求されている事がわかる書類（立退証明書等） ※立退期限は令和8年11月30日～令和9年3月31日でないと受付ができません。
5.別居	・お互いの部屋に同居できない理由に該当する困窮区分（1.過密住宅～4.立退要求、6.間借り～8.通勤）に記載されている書類
6.間借り	・部屋を貸している世帯主の住民票（続柄記載のもの、マイナンバーの記載は不要です）等
7.高額家賃	・賃貸借契約書（契約者、家賃額、<u>契約期限等</u>を確認します） ※受付審査時に提示してください。コピーをとる必要はありません。
8.通勤	・居所から勤務地までの行程図、及び勤務先の在職証明等（通勤時間及び在職期間が分かるもの）
9.婚約	・婚約証明書 ・お互いの部屋に同居できない理由に該当する困窮区分（1.過密住宅～4.立退要求、6.間借り～8.通勤）に記載されている書類 ・親族と同居されている場合は世帯全員の住民票（マイナンバーの記載は不要です）

上記の書類は、一般的な困窮区分別必要書類の一例ですので、別の書類が必要となる場合もあります。詳しくは、ご相談ください。

申込時に提示する書類等 — コピーをとる必要はありません

- (1) **賃貸借契約書** (申込時に**契約中**であることを証明できること)
 契約書の期限が過ぎている場合は、契約内容証明書(P 31参照)を提出してください。
 ※契約内容証明書(P 31参照)と同様の内容が記載されていれば様式は問いません。
 ※賃貸住宅にお住まいの方は必ず提示してください。
- (2) **家賃通帳**(または領収書など支払いを証するもの**1年分**:直近のものに限る)
 支払いを証明できる書類がない場合は、契約内容証明書(P 31参照)を提出してください。また、契約者以外の方が家賃を負担している場合は、家賃負担証明書(P 31参照)も提出してください。
- (3) 申込み本人及び入居しようとする家族の中で、次の事柄に該当する方のいる世帯は、受付時にご提示ください。

身体障がい者(1～6級)	身体障害者手帳
精神障がい者(1～3級)	精神障害者保健福祉手帳
知的障がい者(A1・A2・B1・B2)	療育手帳 ※手帳の交付を受けていない方はご相談ください。
戦傷病者 (「恩給法」別表第1号表/2特別項症から第6項症、第1号表/3第1款症)	戦傷病者手帳
原子爆弾被爆者	原爆被爆者健康手帳
海外引揚者	永住帰国者証明書
中国残留邦人等 (支援給付を受けている方)	市(生活援護課)が交付する「支援給付受給証明書」
ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書

- ★ **誓約書**については、必要事項を記載の上持参してください。漏れがある場合は、申込みできないのでご注意ください。
- ★ **訂正印**が必要になる場合がありますので、印鑑を持参してください。

申込書類 確認チェック票

□ 申込書

記入例に基づいて、記入もれがないかももう一度ご確認ください。

希望する申込住宅の
区分番号及び住宅名をご記入ください。

申込者（名義人となる方）の
住所、氏名、連絡先をご記入ください。

申込者及び同居しようとする方全員に
ついて、自署してください。

募集のしおりを参考に
P 17～P 20

募集のしおりを参考に
P 2 1

募集のしおりを参考に
P 1 0

該当する階層を○で囲ってください。
P 1 3

家賃は共益費・駐車場使用料を除いた金額(本来
家賃額)をご記入ください。
また、証明できる契約書等をご持参ください。

募集のしおりを参考に
P 2 2

藤沢市市営住宅入居申込書

(抽選番号)

年 月 日

藤沢市長

市営住宅について、記名欄に記載の者は以下の内容に同意し、次のとおり申し込みます。また、この申込書に偽りがあるときは、
申込みの無効又は当選の取消しをされても審査請求しません。

同意事項

- ・藤沢市からの保有資産確認の申し入れがあった場合には、協力すること。
- ・記名欄に記載の者が藤沢市市営住宅条例第7条第1項第3号の条件に該当すること。
- ・藤沢市住まい暮らし政策課が、入居審査に必要な年度の地方税関係情報（年間所得・内訳など）を取得すること。

郵便番号 251-8601

住所 藤沢市朝日町1-1

氏名 藤沢 太郎

連絡先 0466-25-1111 / 090-0000-0000

名義人(申請者)本人及び同居しようとする方全員について、**自署**してください。(基準日時時点で16歳未満の方は名義人の代筆可)

記名欄

フリガナ 氏 名	性 別	続柄	生 年 月 日			年 齢 (歳)	同居 別居	年間(推定) 総収入金額		年間所得金額
			元号	年	月			日	給与	
フジサワ タロウ 藤沢 太郎	男	本人	大昭平令	○	△	×	51	同別	給与 3,116,351 円 年金 その他	2,001,200 円
フジサワ ハナコ 藤沢 花子	女	妻	大昭平令	○	△	×	49	同別	給与 0 円 年金 その他	0 円
フジサワ イチロウ 藤沢 一郎	男	子	大昭平令	○	△	×	15	同別	給与 0 円 年金 その他	0 円
ジュウタク ウメコ 住宅 梅子	女	母	大昭平令	○	△	×	75	同別	給与 500,000 円 年金 1,800,000 円 その他	600,000 円
	男		大昭平令					同別	給与 円 年金 その他	円
	女		大昭平令					同別	給与 円 年金 その他	円
	男		大昭平令					同別	給与 円 年金 その他	円
	女		大昭平令					同別	給与 円 年金 その他	円

身体障がい	1級 2級 3級 4級 5級 6級
知的・精神障がい	重度 中度

身体障がい	1級 2級 3級 4級 5級 6級
知的・精神障がい	重度 中度

親 族	特定扶養	老人扶養	寡婦/ひとり親	障がい	特別障がい
38万円/1人	25万円/1人	10万円/1人	最長27万円/35万円	27万円/1人	40万円/1人
114 万円	万円	10 万円	万円	27 万円	万円

控除額	合計
114 万円	1,510,000 円

階層	在市区間	困窮区分
原則裁量	3 年	7-1

家賃(月額)
96,000 円

(A) - (B)	1,091,200 円
÷ 12か月	
月収額	90,933 円

年間所得
合計金額 (A) 2,601,200 円

記入漏れや不足書類がないか
再度ご確認ください。

添付書類 チェックリスト

☐ **住民票（3 か月以内に発行されたもの）**

本籍・続柄が記載された世帯全員の**住民票**

※外国籍の方は、国籍・続柄の他、住民基本台帳法第30条の45規定、在留資格・期間・満了の日が記載された住民票をご提出ください。

※マイナンバーの記載は不要です。

☐ **収入計算のもとになる証明書類**

（申込書に記入されている方全員分をご提出ください）

※複数の収入（例えば「給与収入と年金収入」や「複数種類の年金収入」等）がある方はすべての収入の証明書類をご提出ください。

※令和7年1月1日以降にご退職された方は入居受付会場でお伝えください。

☐ **困窮区分別必要書類（P 13 参照）**

ご持参ください

☐ **申込時に提示する書類等（P 14 参照）**

☐ **誓約書（申込書参照）**

☐ **訂正印が必要になる場合がありますので、印鑑を持参してください。**

※ネームスタンプ不可

収入から所得を求める計算方法

申込みを希望される入居者全員の年間所得金額を算出してください。

給与と年金など、複数の種類の収入がある方は、それぞれの年間所得の計算をして、合算したものが年間所得金額になります。（休職していた方は、復職した月の翌月から計算してください）

生活保護の扶助費、雇用保険金、労災保険金、休業補償、仕送り（養育費含む）、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、老齢福祉年金等）は「年間所得金額」の収入としては取扱いません。

給与所得者の場合

入居を希望される方で給与所得者の方は、表に当てはめて年間（推定）総収入金額を求めてください。

年間（推定）総収入金額の計算表

現在の勤務先について			
1 入社が令和7年1月1日以前の方	2 入社が令和7年1月2日以降で1年以上経過している方	3 入社して1年にならない方	4 入社して1か月分の給料を受けていない方
①の表	②の表	②の表	③の表

※1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入は除いて計算をしてください。
※年間総収入金額は賞与、手当などを含めた税込みの金額です。就職した時期を確認してから計算してください。
※賞与はすでに受給したものだけを計算に含めてください。

入居を希望する給与所得者全員の計算を行い、申込書にある「年間(推定)総収入金額」欄にご記入ください。年間（推定）総収入金額から年間給与所得金額を算出します。

①給与所得の源泉徴収表

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	(受給者番号)									
	(個人番号)									
	(役職名)									
	(フリガナ)									
氏名										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
給与・賞与	3,243,418	2,188,000	888,926	66,300						
控除対象配偶者	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）			16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数		
有	従有	老人	特定	老人	従人	その他	特別	その他		
			人	人	人	人	人	人	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
358,926		50,000								
(摘要)										

1に該当した方

年間総収入金額(a)

② 給与支払証明（収入証明）

申 込 者 用					
氏名	藤 沢 花 子		採 用 日	R 7 年 11 月 1 日	
給 与	7 年 11 月	230,500 円	給 与	8 年 7 月	223,000 円
	年 12 月	225,300 円		年 8 月	212,100 円
	8 年 1 月	189,800 円		年 月	円
	年 2 月	200,300 円		年 月	円
	年 3 月	198,000 円		給与計	2,146,000 円
	年 4 月	213,500 円	賞 与	7 年 12 月	75,200 円
	年 5 月	223,000 円		8 年 6 月	328,800 円
	年 6 月	230,500 円		賞与計	404,000 円

給与・賞与 計	2,550,000 円
------------	-------------

2に該当した方

就職・転職の翌月から1年間分の各月の給与・賞与・その他手当（税込み）について確認してください。

算出方法

入社した翌月から12か月間の総収入金額

年間総収入金額(a)

3に該当した方

令和8年8月分までの収入金額をもとに、次により計算した金額

$$\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{収入を証明されている月}} \times 12 \text{ か月}$$

$$+ \text{賞与} = 1 \text{ 年間の推定総収入金額}$$

年間総収入金額(a)

③ 採用証明（雇用証明）

申 込 者 用			
氏 名	藤 沢 太 郎	採 用 日	R 8 年 9 月 1 日
給 与	249,500 円	内 訳	

4に該当した方

雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を1.2倍した1年間の推定総収入金額。

算出方法

$(\text{基本給} + \text{諸手当}) \times 12 = \text{年間推定総収入金額}$

例) $249,500 \times 12 = 2,994,000$

年間総収入金額(a)

年間給与所得金額の計算表

算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

年間(推定)総収入金額(a)		年間給与所得金額(イ)		※基礎控除(ロ)
650,999円以下		0円		
651,000円以上	1,899,999円以下	(a)-650,000円		最大10万円
1,900,000円以上	3,599,999円以下	$(a) \div 4 = (b)$ (千円未満の端数切捨て)	(b)×2.8-80,000円	10万円
3,600,000円以上	6,599,999円以下		(b)×3.2-440,000円	10万円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	(a)×0.9-1,100,000円		10万円

(イ) - (ロ)

年間所得金額(A)

円

年間給与所得金額が算出できましたら、申込書にある「年間所得金額」欄に金額をご記入ください。

※基礎控除（ロ）は、給与所得と年金所得の合計金額から1人あたり最大10万円を差引きます。

年金所得者の場合

入居を希望されている方で年金受給者の方は、表に当てはめて年間（推定）総収入金額を求めてください。

年間（推定）総収入金額の計算表

年金を受け始めた時期	金額の決定方法
令和7年1月1日以前から年金を受給している方	令和7年分の源泉徴収票または、令和8年中に発行された年金額改定通知書もしくは令和7年中に発行された年金振込通知書の年金額（1年分の金額）。
令和7年1月2日以降に年金の受給を始めた方	年金証書または、令和8年中に発行された年金振込通知書の年金額。
障がい年金、遺族年金、老齢福祉年金など非課税の年金	0円

2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その支払年金額を合算してください。この金額から年間年金所得金額を算出します。

公的年金の例

令和〇〇年分 公的年金等の源泉徴収票			
支払を受ける者	住所または居所		
	氏名		
	生年月日		
区分	支払金額	源泉徴収税額	
法203条の3第1号適用分	2,500,000	0円	
法203条の3第2号適用分		円	円
法203条の3第3号適用分		円	円

年間総収入金額(a)
円

年間年金所得金額の計算表

(公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1千万円以上の場合は計算が異なります。)

受給者の年齢	年間(推定)総収入金額(a)		年間年金所得金額(イ)	※基礎控除(ロ)
65歳以上の方	1,100,000円以下		0円	
	1,100,001円以上	3,299,999円以下	(a)-1,100,000円	最大10万円
	3,300,000円以上	4,099,999円以下	(a)×0.75-275,000円	10万円
	4,100,000円以上	7,699,999円以下	(a)×0.85-685,000円	10万円
65歳未満の方	600,000円以下		0円	
	600,001円以上	1,299,999円以下	(a)-600,000円	最大10万円
	1,300,000円以上	4,099,999円以下	(a)×0.75-275,000円	10万円
	4,100,000円以上	7,699,999円以下	(a)×0.85-685,000円	10万円

(イ) - (ロ)

年間所得金額(A)
円

年間年金所得金額が算出できたら、申込書にある「年間所得金額」欄に金額をご記入ください。

※基礎控除（ロ）は、給与所得と年金所得の合計金額から1人あたり最大10万円を差引きます。

給 与 所 得 と 年 金 所 得 の 双 方 あ る 方

所得の合計が10万円を超える場合は、給与所得から、所得金額調整控除額（最大10万円）を控除（追加で減算）してください。（追加減算してマイナスとなる場合の所得額は0円となります。）

※ 所得金額調整控除 = 給与所得（10万円まで）+ 年金所得（10万円まで） - 100,000円

その他の所得・日雇の場合

入居を希望されている方で該当する方は、年間（推定）所得金額の計算表で確認のうえ、申込書にある「年間所得金額」欄に金額をご記入ください。

年間（推定）所得金額の計算表

その他の所得	開業等の時期	計算のしかた
	令和7年1月1日以降、引き続き同じ事業をしている方	令和7年中の年間所得金額(※令和7年分確定申告書控えの所得金額)
	令和7年1月2日以降に現在の事業を始めた方	令和7年9月から令和8年8月までの所得金額で計算をしてください。なお、1年未満の方は、事業を始めた翌月から8月までの所得金額より、1か月分の平均所得金額を求めた後、12(か月)を掛けて1年分の所得金額を計算してください。
収入期間のとり方等については「給与所得者の場合」(P17)の例にならってください。		

日雇	仕事を始めた時期	計算のしかた
	令和7年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	令和7年中の年間所得金額(※令和7年分の確定申告書控えの所得金額)。
	令和7年1月2日以降に現在の日雇を始めた方	令和8年8月までの1年分の所得金額で計算をしてください。なお、1年未満の方は、日雇を始めた翌月から8月までの所得金額より、1か月分の平均所得金額を求めた後、12(か月)を掛けて1年分の所得金額を計算してください。
収入期間のとり方等については「給与所得者の場合」(P17)の例にならってください。		

確定申告書の例

収入金額等	事業等①	
	事業等②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	公的年金等⑦	
	その他⑧	
	総合所得⑨	
	総合所得⑩	
所得金額	事業等①	859000
	事業等②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	公的年金等⑦	
	その他⑧	
	総合所得⑨	
	総合所得⑩	859000

年間総所得金額(A)
円

年間所得金額の計算に使用した収入計算のもとになる証明書類は、申込み時にご提出ください。

控除対象者について

世帯の所得金額の合計から次の控除額を差引いてください。

①の親族控除は、単身での申込者以外すべての世帯に該当します。②～⑦の控除は、入居を希望する家族の中で該当する方がいる場合、①の親族控除に合わせて、該当する金額の合計も控除をしてください。

控除額確認表

区分	控除を受けられる方		控除額 (1人につき)
① 親族	申込者本人以外の方で、一緒に市営住宅へ入居しようとする方、並びに市営住宅へ入居しないが、所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている方		38万円
② 特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方(平成15年10月2日～平成22年10月1日生まれ)※配偶者は除きます		25万円
③ 老人扶養親族 老人控除対象配偶者	扶養親族または控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方(昭和31年10月1日以前生まれ)		10万円
④ 寡婦	申込者本人または同居親族で次の <u>すべてに該当する方</u> ア) 夫と離婚してから婚姻をしていないこと。 イ) 扶養家族(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得金額が58万円を越えている場合は含まれません)を有すること。 ウ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 エ) 所得金額が500万円以下であること。 ※夫と死別してから婚姻していない方や夫の生死が不明である方は扶養親族などがいなくても「寡婦」とされます。		27万円 (所得金額が27万円未満のときはその所得額のみ控除)
⑤ ひとり親 (非婚の母または父についても控除の対象です。)	申込者本人または同居親族で次の <u>すべてに該当する方</u> ア) 夫または妻と死別もしくは離婚してから婚姻していないか、夫または妻の生死が不明であること。 イ) 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得金額が58万円を越えている場合は含まれません)を有すること。 ウ) 所得金額が500万円以下であること。		35万円 (所得金額が35万円未満のときはその所得額のみ控除)
⑥ 障がい者	申込者本人または①の親族の中で該当する方	障がい者(特別障がい者以外)	27万円
⑦ 特別障がい者		特別障がい者 (1～2級の身体障がい者、1級の精神障がい者、A1～A2の知的障がい者、原子爆弾被爆者)	40万円

- ※ ②、③は、それぞれ所得税法上の控除対象者となっていることが必要です。
- ※ 同一の者が④と⑤の控除を重複して受けることはできません。
- ※ ⑤の(「夫または妻の生死が不明」とは、3年以上配偶者の生死が明らかでない場合をいいます)
- ※ 同一の者が⑥と⑦の控除を重複して受けることはできません。

月収額の計算方法

1. 入居を希望されている方全員[※]の年間所得金額を合算し、申込書「年間所得金額合計」（A）欄にご記入ください。
2. 次に「控除額合計」（B）欄に世帯で控除できる金額の合計をご記入ください。
3. 年間所得金額合計（A）より控除額合計（B）を差引いてください。
4. 3で算出された金額を12か月で割ってください。
5. 4で求められた金額を申込書「月収額」にご記入ください。

控除額の一覧

控 除 の 対 象	控 除 額 の 計 算 方 法			
①同居親族及び同居しない扶養親族	38 万円 × (人数)	人	=	円
	※同居親族数は、市営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び事実婚にある者を含む）のうち申込み本人以外の人数です。収入のある方を含みます。			
②特定扶養親族	25 万円 × (人数)	人	=	円
③老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10 万円 × (人数)	人	=	円
④寡婦 ⑤ひとり親	27 万円 35 万円	$\left[\begin{array}{l} \text{ただし、所得が控除額未満の} \\ \text{場合は、その所得額のみ控除} \end{array} \right]$		= 円
⑥障がい者	27 万円 × (人数)	人	=	円
⑦特別障がい者	40 万円 × (人数)	人	=	円
控除額合計	①+②+③+ (④ か ⑤) +⑥+⑦			= 円

記入例

年間所得金額合計 (A)	2,601,200円
控除額合計 (B)	1,510,000円
年間所得金額合計 (A)-(B) 控除額合計	1,091,200円

÷12か月

月 収 額	90,933円
-------	---------

試算用

年間所得金額合計 (A)	円
控除額合計 (B)	円
年間所得金額合計 (A)-(B) 控除額合計	円

÷12か月

月 収 額	円
-------	---

※月収額が算出できましたら、申込書にある「月収額」欄に金額をご記入ください。

この月収額が原則階層の場合は**158,000円**以下、裁量階層の場合は**214,000円**以下で収入の資格を満たします。

収入基準早見表（参考）

給与収入の場合（収入のある方が1人で、給与収入のみの場合）

世帯数 種別	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下
裁量階層	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下

事業所得の場合（収入のある方が1人で、事業所得のみの場合）

世帯数 種別	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下	3,416,011円以下
裁量階層	2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下	4,088,011円以下

この2つの早見表で確認する金額は、源泉徴収票の支払金額欄（給与収入の場合）、確定申告書の所得金額の合計欄（事業所得の場合）です。

（注）上記の早見表は次の場合は参考になりません。

- （1）親族控除以外の控除ができる世帯である場合
- （2）1年分の収入もしくは所得でない場合
- （3）入居しようとする世帯の中に、2人以上収入のある方がいる場合
- （4）年金を受給している方の場合

家賃の決定方法

$$\text{家賃} = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{立地係数}) \times (\text{規模係数}) \\ \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

1. 家賃算定基礎額

収入に応じて設定されています。この金額は毎年度、政令により設定されます。

階 層		収入分位	世帯の月収額	家賃算定基礎額
裁 量 階 層	原 則 階 層	0.0－10.0%	0円～104,000円	34,400円
		10.0－15.0%	104,001円～123,000円	39,700円
		15.0－20.0%	123,001円～139,000円	45,400円
		20.0－25.0%	139,001円～158,000円	51,200円
		25.0－32.5%	158,001円～186,000円	58,500円
		32.5－40.0%	186,001円～214,000円	67,500円

2. 立地係数

各市町村の地価の状況を勘案して、政令に基づき、市町村ごとに定める数値です。
藤沢市は **1.05** と定められています。

3. 規模係数

住戸の床面積（バルコニー部分等を除く住戸専用面積）を65㎡で除した数値で、
小数点第4位まで求め、第5位以下は切り捨てます。

$$\text{入居する住戸の床面積} \div 65$$

4. 経過年数係数

住宅が竣工してからの経過年数と住宅の構造により決まる係数です。

5. 利便性係数

住宅の土地に係わる固定資産税評価額、及び鉄道駅からの距離による地域の状況や、その住宅の設備の内容により0.7～1.0の範囲内で決定されます。

$$\text{利便性係数} = \{[(\text{土地固定資産税評価の評点} \times 0.7) + (\text{鉄道までの距離の評点} \times 0.3)] \times 0.7 + (\text{設備に関する評点} \times 0.3)\} \times 0.003 (\text{評点1点を0.003とする}) + \text{基礎係数}(0.7)$$

(1) 地域の状況

<表1>土地固定資産税評価額の評点

評価額(㎡当たり)	評点
10万円未満	0
10万円以上15万円未満	10
15万円以上20万円未満	20
20万円以上25万円未満	40
25万円以上30万円未満	60
30万円以上35万円未満	80
35万円以上	100

<表2>鉄道までの距離の評点

距離	評点
4.0km以上	0
3.5km以上4.0km未満	10
3.0km以上3.5km未満	20
2.5km以上3.0km未満	30
2.0km以上2.5km未満	40
1.5km以上2.0km未満	50
1.0km以上1.5km未満	60
0.5km以上1.0km未満	80
0.5km未満	100

(2) 設備の状況

<表3>設備の内容の評点

設 備	内 容	評点	設 備	内 容	評点
浴 室	浴室あり、浴槽あり	30	エレベーター	あ り	10
	浴室あり、浴槽なし	15		な し	0
	浴室なし、浴槽なし	0	物置 (独立して外部にあるもの)	あ り	10
3ヶ所給湯方式 (浴室・洗面所・台所)	あ り	30		な し	0
	な し	0			
トイレ	水 洗	20			
	汲取り	0			

※上記の計算方法及び表1～3により「滝ノ沢住宅 1-303」の利便性係数は0.7576となります。

6. 計算例

例えば、「滝ノ沢住宅 1-303」住宅を計算した月収額が120,000円の場合の世帯の家賃は

竣工年度	昭和51年	住戸専用面積	46.6㎡	構造	木造以外	利便性係数	0.7576
------	-------	--------	-------	----	------	-------	--------

$$\begin{array}{ccccccc}
 (\text{家賃算定基礎額}) & & (\text{立地係数}) & & (\text{規模係数}) & & (\text{経過年数係数}) & & (\text{利便性係数}) \\
 39,700 & \times & 1.05 & \times & 0.7169 & \times & 0.6808 & \times & 0.7576 = 15,400\text{円} \\
 & & & & (46.6 \div 65) & & & & (100\text{円未満切り捨て})
 \end{array}$$

となります。

【重要】市営住宅の家賃は、世帯の収入や、それぞれの市営住宅の条件によって、「毎年度」決定します。

家賃の計算方法

(1) 家賃の見方

「家賃の決定方法」(P 2 4 ~ P 2 5) の計算に基づき家賃を決定しますので、申込世帯の月収額によって家賃が異なります。月収額の計算方法(P 1 7 ~ P 2 3) で月収額を計算した後、自分の世帯が次の表のどの記号にあてはまるか確認してください。募集住宅家賃一覧(P 2 7) の記号欄が家賃額となります。

裁 量 階 層						
原 則 階 層						
月 収 額	0 ~ 104,000円	104,001 ~ 123,000円	123,001 ~ 139,000円	139,001 ~ 158,000円	158,001 ~ 186,000円	186,001 ~ 214,000円
記 号	A	B	C	D	E	F

募集住宅家賃一覧

(単位：円)

申込 区分	住宅名	部屋番号	A	B	C	D	E	F
1	滝ノ沢	1-303	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,200
2	永山	4-112	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100
3	サハイツ藤が谷	302	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100

家賃の見方についてはP 2 6を参照し、どの記号にあてはまるか確認してください。

入居時の注意事項

1. 資産について

自己所有の土地や家屋等の不動産、または居住用の住宅等を取得可能な資産を所有していないことの確認として、当選後指定の期日までに「**固定資産（土地・家屋）無資産証明書**」を提出していただきます。

2. 敷金について ※入居説明会から10日以内に納付

藤沢市市営住宅条例に基づき、**敷金(家賃の3か月分)**を期日までに納付していただきます。

3. 保証人について ※入居説明会から10日以内に書類提出

市営住宅への入居にあたり、**保証人を1人**立てていただきます。

なお、保証人を立てるにあたり、市と協定を締結している**保証会社（登録家賃債務保証業者）**を利用することも可能です。

※入居者が指定する方を保証人とする場合、市営住宅入居者保証書、保証人の印鑑登録証明書、保証人の収入証明を提出していただきます。

4. 入居日について

藤沢市市営住宅条例に基づき、別途通知する入居指定日から、**5日以内**に入居していただきます。

入居後の注意事項

1. 家賃について

- ・家賃のお支払いは、原則として口座振替でお願いしています。
- ・家賃を3か月以上滞納された場合は、住宅を明渡しいただきます。
- ・藤沢市市営住宅条例第17条に基づき、入居者は毎年7月中に収入を申告していただきます。その申告に基づいて翌年度の家賃が決定します。収入申告の請求を行ったにも関わらず、申告をされない方については、公営住宅法第16条の規定により近傍同種の家賃となります。必ず提出してください。

※収入基準を超えた場合についての取り扱いについて

入居してから3年を経過した後に、入居収入基準を超えたときは、住宅の明渡し努力義務が生じるとともに、加算した家賃を納付していただきます。

入居してから5年を経過し、かつ2年間引き続き一定の基準を超えている高額所得者は、一定期間を定めて明渡しを請求するとともに、期限が到来しても明け渡さない場合は、近傍同種の住宅の2倍の家賃を納付していただきます。

※ 近傍同種の住宅とは近隣の同程度の住宅をいいます。

2. 施設の維持管理について

- ・階段灯・街灯・給水ポンプ等の電気料金・共同水道（上下水道）料金・エレベーター等の維持管理などの費用は入居者負担となります。
- ・住宅内及び周辺には違法・迷惑駐車を絶対にしないでください。
- ・共用部分に、私物を置かないでください。
- ・住宅では、集団生活のため、犬・猫・鳥等の動物は飼えません。飼育が判明した場合は退去の明渡し請求の要件になります。ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬については別途ご相談ください。

3. その他の注意事項について

- ・他の居住者と円満な共同生活をしてください。
- ・市営住宅は税金で維持管理されている住宅です。法令等に基づく届出・申請等は期限を守り、遅れることのないよう行ってください。また、住宅内の取り決めを守り、皆さんで協力して生活をしてください。
- ・このほか、入居説明会で配布する「住まいのしおり」に従い、集合住宅という環境の中で、集団生活のルールやマナーを守って快適な生活を送ってください。

証明書の見本

(見本どおりでなくても同等の内容が記載されていれば結構です)

藤 沢 市 長

婚 約 証 明 書

夫となるべき者 住 所 _____
氏 名 _____
(生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

妻となるべき者 住 所 _____
氏 名 _____
(生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

上記の両者は現在婚約中であり、_____ 年 _____ 月 _____ 日付で婚姻することを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

婚約を証明する人 住 所 _____
(親族または仲人) 氏 名 _____
連 絡 先 _____ (_____)
申込人との関係 _____

藤 沢 市 長

立 退 証 明 書

賃 借 人 住 所 _____
氏 名 _____

私は、上記賃借人と賃貸借契約を結んでおりますが、次の理由により

_____ 年 _____ 月 _____ 日までに立退くように請求しております。

立退請求理由 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

賃 貸 人 住 所 _____ 印
氏 名 _____
連 絡 先 _____ (_____)

※立退期限は令和8年11月30日~令和9年3月31日でないとう付ができません。

藤 沢 市 長

契 約 内 容 証 明 書

住 宅 名 _____

所 在 地 _____

契 約 期 間 _____

賃 借 人 氏 名 _____

家 賃 額 (共益費・駐車場使用料を除いた額) _____ 円

上記のことについて証明いたします。
また、家賃については未納がありません。

年 月 日

住 所 _____

賃 貸 人 氏 名 _____ 印

連 絡 先 _____ () _____

藤 沢 市 長

家 賃 負 担 証 明 書

私は、藤沢市 _____ の _____ 住宅 _____ 号室の
契約者です。

現在、 _____ が居住している理由は _____

_____ ですが、

実質家賃を _____ が負担していることを証明します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____ () _____

給与支払証明書

(源泉徴収票を取得できない。もしくは採用から1か月以上1年未満の方)

令和8年8月からさかのぼって1年間分の各月の給与・賞与・その他の手当(税込み)について、次欄に給与支払者の証明をとってください。

なお1年未満の方は、勤務した翌月から令和8年8月までの証明をとってください。

※ 通勤手当は含みません。

住所	藤沢市											
氏名					採用 年月日		年 月 日					
控除対象 配偶者		扶養親族の数 (配偶者を除く)			障がい者の数				寡婦		ひとり親	
					本人		本人以外					
有	無	特定	老人	その他	特別	その他	特別	その他	有	無	有	無
		人	人	人	人	人	人	人				
摘要(扶養者氏名)												
給	年 月	円			給 与	年 月	円					
	年 月	円				年 月	円					
	年 月	円				年 月	円					
	年 月	円				年 月	円					
	年 月	円				給 与 計	円					
与	年 月	円			賞 与	年 月	円					
	年 月	円				年 月	円					
	年 月	円				賞 与 計	円					
					給与・賞与計			円				

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者

印

採用証明書

(1 か月分に満たない給与受給の方。もしくは採用から 1 か月未満の方)

現在の勤務先に令和 8 年 9 月以降に就職・転職された方で 1 か月分の給料を受けていない方は、給与額・採用年月日等を記載した採用証明書をとってください。

※ 1 か月分の給与予定 (税込) の証明をとってください。
通勤手当は含みません。

住所	藤沢市		
氏名		採用 年月日	年 月 日
給 与		内 訳	給与 : 時給 円 × 時間 × 日 = 月額 円
賞 与			賞与 : 年 回分

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

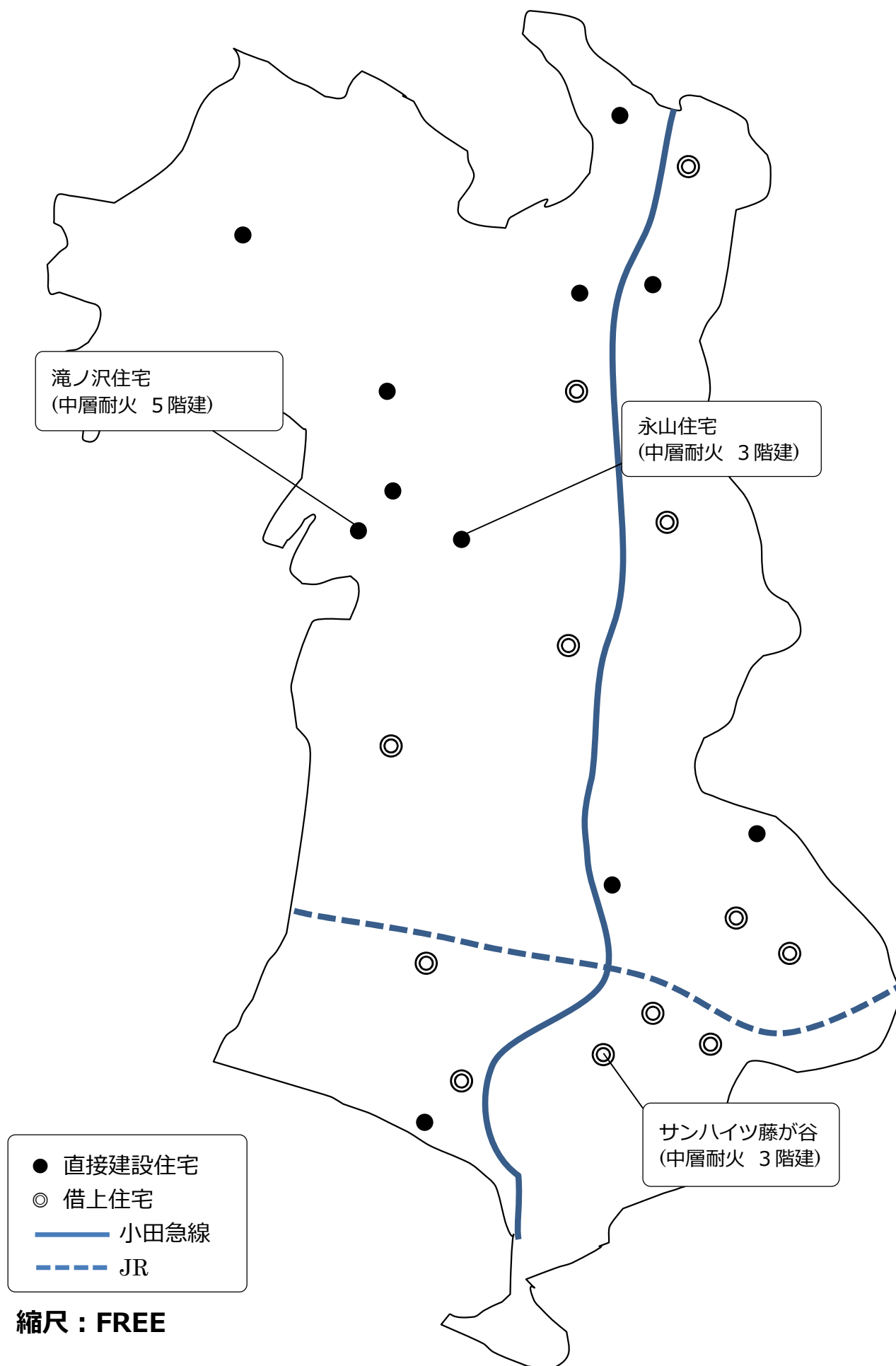
所在地

名 称

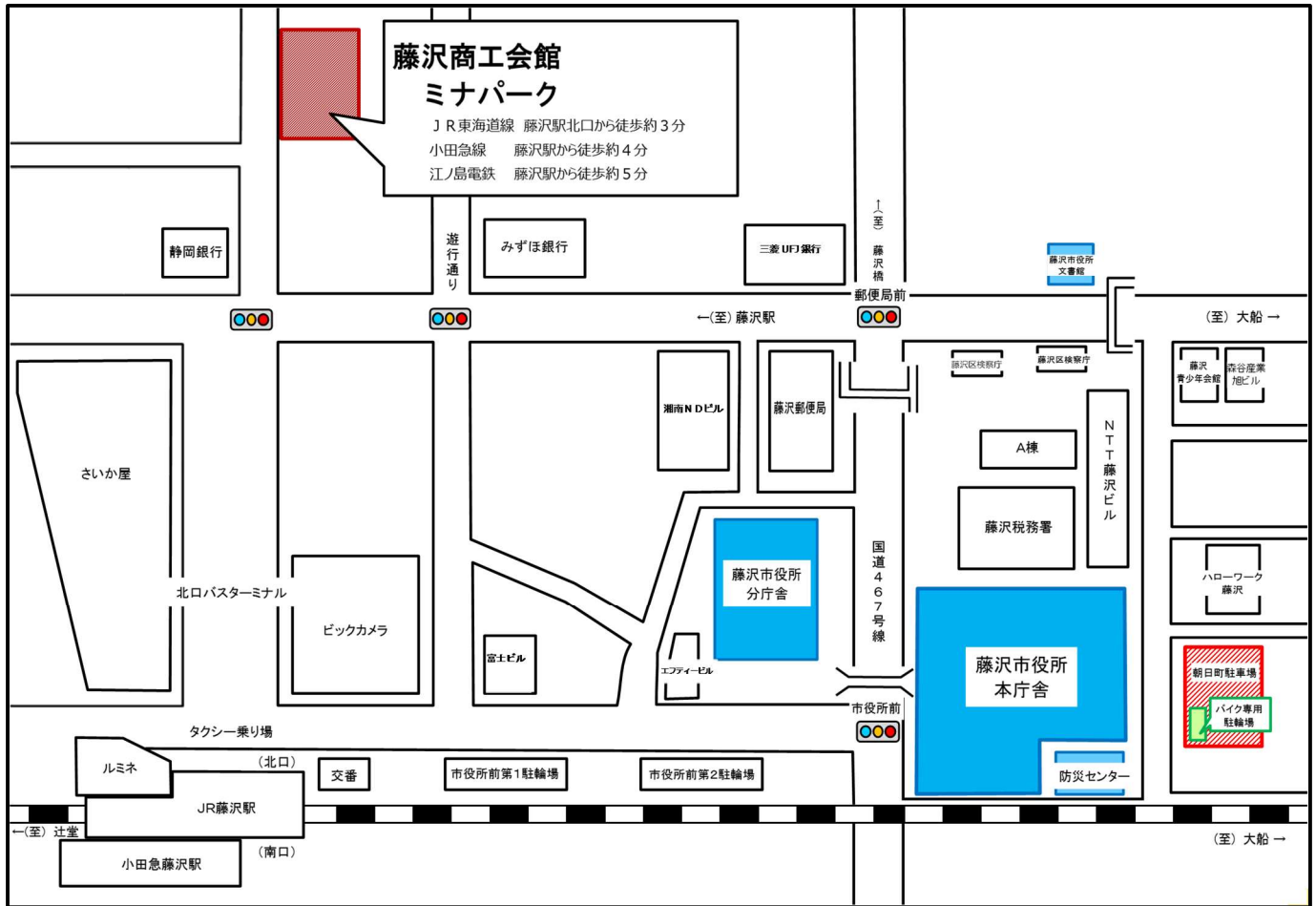
代表者

印

藤沢市営住宅位置図



10月1日（木）の受付会場（藤沢商工会館）



市営住宅募集についてのお問い合わせ先

一般社団法人

かながわ土地建物保全協会

湘南サービスセンター

※10月2日（金）～10月9日（金）の受付会場はこちらです

〒252-0804

藤沢市湘南台4-5-10 大嶋ビル1F

【HP】<https://www.thk.or.jp>

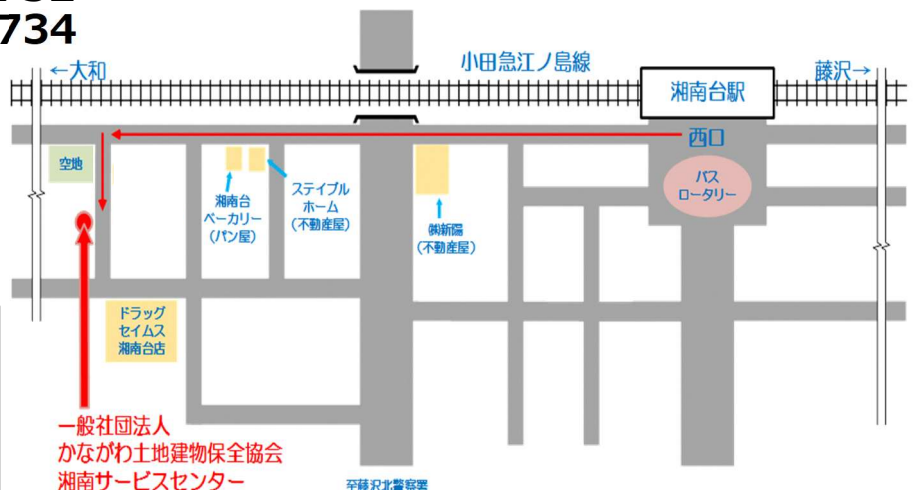
電話 0466-43-7732

FAX 0466-43-7734

（市営住宅専用）

アクセス：湘南台駅西口を出て
小田急線長後駅方面に沿って
進んでください（徒歩5分程度）。

【注意】藤沢北警察署近くの
「藤沢市まちづくり協会ビル」は
別の建物です。



小田急線 湘南台駅西口より徒歩5分